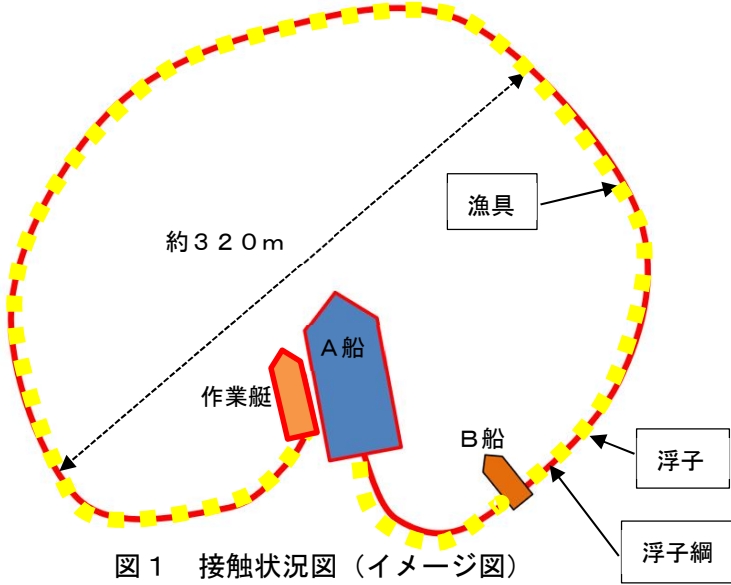


船舶事故調査報告書

令和8年3月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	漁具損傷
発生日時	令和4年12月9日 23時20分頃
発生場所	宮城県南三陸町歌津 ^{うたつ} 東方沖 歌津埼灯台から真方位107° 13.5海里付近 (概位 北緯38° 37.9′ 東経141° 50.1′)
事故の概要	漁船第二十六号 ^{かくいし} 角石丸は、魚群探索中、漁船第三十一全徳丸 ^{ぜんとく} が操業している漁具に損傷を生じさせた。
事故調査の経過	令和5年2月16日、主管調査官（仙台事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第三十一全徳丸、199トン 142440、丸徳漁業株式会社 B 漁船 二十六号 ^{かくいし} 角石丸、19トン IG2-2663（漁船登録番号）、株式会社角石漁業
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） B 船長B、一級小型
負傷者	A なし B なし
損傷	A 漁具に損傷 B なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	A 船は、船長Aほか26人が乗り組み、まき網漁の目的で、歌津埼東方沖の漁場海域（以下「本件海域」という。）に向けて僚船と船団を組み、宮城県仙台塩釜港塩釜区（以下「塩釜港」という。）を出港した。 A 船は、船団の網船であり、本件海域の漁場に到着後に操業を開始し、ワイヤで巻き込んで漁網を絞り込む作業を行っていたところ、南東方から接近してきたB船が浮子網（漁網の上部に付いている網で、同網が沈まないように一定間隔で黄色の浮子（灯火なし）が設置されている）を乗り切った。（図1参照） 船長Aは、本件海域でまき網漁の操業を行っている別の複数の船団の魚群探索船が接近することがあったが、接近する頻度が多いので、その都度汽笛等で注意喚起をしておらず、B船に対しても注意喚起をしていなかった。

	 <p>約320m</p> <p>漁具</p> <p>A船</p> <p>作業艇</p> <p>B船</p> <p>浮子</p> <p>浮子網</p> <p>図1 接触状況図 (イメージ図)</p> <p>B船は、A船の船団とは別のまき網船団の魚群探索船であった。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、魚群探索中、A船の浮子網を乗り切った。</p>
<p>分析</p>	<p>B船は、魚群探索中、本件海域においてまき網漁を実施中のA船の浮子網を乗り切り、同網を切断したものと考えられる。</p> <p>A船の操業中、度々他の船団の魚群探索船がA船に接近することがあったが、同船が浮子網を避けていたことから、船長Aは、接近するB船に対してもその都度汽笛を鳴らすなど、十分に注意喚起信号を行わなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、魚群探索に意識を集中し、前方の見張りを行っていなかったものと考えられるが、船長Bから必要な情報が得られなかったことから、船長Bの見張り及び操船状況を明らかにすることができなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、A船がまき網の絞り込み作業を実施中、B船が魚群探索中、船長Bが、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、A船の漁具の存在に気付くのが遅れ、B船がA船の浮子網を乗り切ったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多数のまき網漁船が集まって操業する海域においては、魚群探索船の船長は、他船の漁具の設置状況（浮子網等）を確認しつつ探索作業を行うこと。特に、夜間は、漁具が見にくいことから見張りを厳重に行うこと。 ・まき網船団の船団長等は、他の船団が自船団の近くで操業する場合、他の船団の漁具損傷を防止するため、自船団の船舶の動静を監視し、適切に指示を行うこと。 ・まき網漁における魚群探索船の船長は、操業中、周囲の見張りを

	適切に行い、接近する他船に汽笛等で注意喚起を行うこと。
--	-----------------------------